

議第一号議案

群馬県議会議規則の一部を改正する規則

群馬県議会議規則（昭和三十一年群馬県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

第九条第四項中「号鈴」を「ブザー」に改める。

第一百五条中「要求書類」を「要求書を証拠書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

欠席届の対象に係る改正ほか所要の改正を行おうとするものである。